

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の
施行期日を定める政令要綱

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和
七年法律第四十六号）の施行期日は、令和八年五月二十七日とすること。